

田地拾九ヶ年賣渡證文

弘岡上ノ村

只次扣

一田地壹反參拾七代五步①

山川左市左衛門様御知行所内

代八錢<sup>〔註〕</sup>壹貫貳百四拾壹匁三分五厘也

右者私扣來候田地当年御貢物味進仕拂手<sup>〔マ〕</sup>

立無御座候付右田地亥ノ年<sup>〔註〕</sup>より辰ノ年<sup>〔マ〕</sup>秋迄

拾九ヶ年限賣渡代錢儘二受取右味進方へ

上納仕処正実二御座候右田地先質物等二毛書入

置不申何等之相障り無御座候為其證拠人

相立其上地組頭御実判申取聊不実之儀

毛頭相違無御座候仍而為後日拾九ヶ年賣

渡證文 如件

嘉永四年

亥十月

上ノ村

壽助殿

賣主

只次①

受人

作八①

前件之通承届候以上

同日

【註一】八錢：はちぜに。土佐の土地売買に関する証文に頻出する語句。土佐藩では銀貨を本位貨幣として使用していたが、実際には錢貨で取引することも多かった。錢貨を銀貨に換算する場合、この「八錢」という表現が使われた。ちなみに、標準的に銀一匁が錢八〇文に相当することから、「八錢」という名称になったという。

（参考／高知県歴史辞典編纂委員会編『高知県歴史辞典』）

【註二】亥ノ年より辰ノ年秋迄：表題や文中では一九年間の年季売りということになっているが、この表現だと一八年となる。